

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり

2. 指名停止措置期間： 自 別紙のとおり
至

3. 事実概要

国（関東地方整備局発注）や群馬県等が発注した機械警備業務の競争入札等において、令和4年2月25日、公正取引委員会より、独占禁止法第3条の規定違反（不当な取引制限）行為を行っていたとして認定されたため。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第6号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第6号>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から
イ 当該地方整備局の所属担当官	3ヵ月以上 12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2ヵ月以上 9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

【別紙】

番号	事業者名	所在地	指名停止期間		
			始期	終期	期間
1	北関東総合警備保障株式会社	栃木県宇都宮市不動前1丁目3番14号	令和4年7月29日	令和4年9月28日	2ヶ月
2	ALSOK群馬株式会社	群馬県前橋市大渡町2丁目1番地の5	令和4年7月29日	令和4年9月28日	2ヶ月
3	株式会社シムックス	群馬県太田市植木野町300番地1	令和4年7月29日	令和4年11月28日	4ヶ月
4	国際警備株式会社	群馬県高崎市江木町1525番地	令和4年7月29日	令和4年11月28日	4ヶ月
5	ケービックス株式会社	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3	令和4年7月29日	令和4年11月28日	4ヶ月
6	東朋産業株式会社	群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2	令和4年7月29日	令和4年11月28日	4ヶ月
7	セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10	令和4年7月29日	令和4年9月28日	2ヶ月